

予防接種実施依頼書発行の手続きについて

別紙「予防接種実施依頼書交付申請書」に下記**確認事項**を参考に記入し、**予防接種実施依頼書発行に必要な書類**を同封の上、保健予防課(予防接種担当)までお送りください。

予防接種実施依頼書交付申請書が保健予防課(予防接種担当)に届いてから約1週間から10日程度で「予防接種実施依頼書」、費用負担が発生する場合、予防接種費用払い戻しの書類を送付します。

尚、予防接種実施依頼書の有効期限は、発行日から6か月先までとなっています。

また、予防接種を受ける先の市区町村によっては、予防接種を受ける前に所定の手続きが必要な場合があります。接種前に予防接種を受ける市区町村の予防接種担当課へ予防接種の受け方等についてご確認ください。

予防接種実施依頼書発行に必要な書類

1. 必要事項を記入した申請書
2. 母子健康手帳のコピー
 - ①出生届出済証明のページ
 - ②予防接種記録のページ（未記入でも必要です。）

確認事項

申請書を記入する際に必要ですので、予防接種を受ける市区町村の予防接種担当課へ次の事項を確認してください。

1. 接種医療機関について

市区町村と委託契約している医療機関でのみ接種が可能です。契約しているかどうかは、市区町村の予防接種担当課へ確認してください。市区町村と契約していない医療機関で接種する場合、依頼書の発行及び払い戻しは出来ませんのでご注意ください。

2. 依頼書の依頼宛先名について

市区町村長宛に依頼するのか、病院長宛に依頼するのか。

3. 自己負担の有無について

接種料金が有料の場合がありますので、必ず接種する市区町村の予防接種担当課へご確認ください。有料の場合は、払い戻しの制度（上限あり）があります。

4. 予防接種の受け方について

集団接種で実施しているのか、個別接種で実施しているのか。

また、接種前に予防接種担当課で手続きが必要かどうか。

【窓口・問合せ】

〒573-0032 枚方市岡東町8番33号

枚方市役所第3分館（旧市民会館）1階

【書類郵送先】

〒573-0027 枚方市大垣内町2丁目2番2号

電話：072-841-1429（直通）

枚方市保健所 保健予防課(予防接種担当)